

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	国民年金に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

高松市は、国民年金に関する事務での特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を実施することにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

香川県高松市長

公表日

令和3年1月15日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金に関する事務
②事務の内容	<p>高松市は、国民年金法(昭和34年法律第141号)及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の国民年金事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1号被保険者及び任意加入被保険者(以下「被保険者」という)からの資格取得関係届の受付及び日本年金機構への報告 ・被保険者記録の訂正に関する日本年金機構への報告 ・被保険者からの免除等申請に関する届出の受付及び日本年金機構への報告 ・生活扶助の支給による法定免除に関する届出の確認及び日本年金機構への報告 ・老齢年金、障害年金、遺族年金、特別障害給付金、老齢福祉年金、未支給年金、死亡一時金、寡婦年金、年金生活者支援給付金の請求受付及び日本年金機構への報告
③対象人数	<選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	国民年金システム
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> ・資格異動 住民からの届出により、資格の取得、転入による登録、種別の変更、死亡・その他による資格の喪失を行い、日本年金機構へ、被保険者異動報告書を送付する。 他市町村からの通知により、転出の異動を行う。 日本年金機構からの通知により、資格の異動、訂正等の登録を行う。 ・免除管理 住民からの申請により、免除・納付猶予(若年者)申請書／学生納付特例申請者／免除理由該当・消滅届を受理し、日本年金機構へ進達を行う。 日本年金機構からの通知により、申請免除・法定免除の登録を行う。 ・付加登録 住民からの申請により、付加保険料納付申出(該当)／付加保険料納付辞退申出(非該当)を受理し、日本年金機構へ進達を行う。 日本年金機構からの通知により、付加申請の登録を行う。 ・給付登録 住民からの申請により、年金請求書を受理し、日本年金機構へ進達を行う。 日本年金機構からの通知により、給付の登録を行う。 ・日本年金機構からの照会(所得・控除情報等)に対する回答処理 国民年金未納対策、免除等継続審査のための所得照会に対する回答を送付する。 年金生活者支援金給付のための所得照会に対する回答を送付する。
③他のシステムとの接続	<div style="display: flex; flex-wrap: wrap;"> <div style="width: 50%;">[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム</div> <div style="width: 50%;">[<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム</div> <div style="width: 50%;">[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム</div> <div style="width: 50%;">[<input checked="" type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</div> <div style="width: 50%;">[<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等</div> <div style="width: 50%;">[<input checked="" type="checkbox"/>] 税務システム</div> <div style="width: 50%;">[<input type="checkbox"/>] その他 ()</div> </div>
システム2～5	
システム6～10	
システム11～15	
システム16～20	

3. 特定個人情報ファイル名		
被保険者台帳情報ファイル		
4. 個人番号の利用 ※		
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の31項、83項、95項	
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※		
①実施の有無	[実施しない]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠		
6. 評価実施機関における担当部署		
①部署	高松市 市民政策局 市民課	
②所属長の役職名	市民課長	
7. 他の評価実施機関		

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
被保険者台帳情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	国民年金法第7条に該当する被保険者
その必要性	国民年金関係事務を行う上で、被保険者の正確な世帯構成、所得情報等を把握する必要があるため。
④記録される項目	[50項目以上100項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号:対象者を正確に特定するために保有(参照)する。 ・その他識別情報(内部番号):当市において、個人を一意に識別するために独自の識別番号を保有する。(以下、宛名番号と表記) ・基本4情報:届出書、申請書の確認及び日本年金機構への進達事務を行うために保有する。 ・連絡先(電話番号):届出書、申請書の確認及び日本年金機構への進達事務を行うために保有する。 ・その他住民票関係情報:届出書、申請書の確認及び日本年金機構への進達事務を行うために保有する。 ・地方税関係情報:保険料免除、学生納付特例及び若年者納付猶予の申請において、日本年金機構への進達事務を行うために被保険者の委託により所得情報を保有する。 ・年金関係情報:国民年金被保険者の年金資格等を管理するために保有する。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日
⑥事務担当部署	高松市 市民政策局 市民課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ()	
③使用目的 ※	被保険者より受領した届出書、申請書の情報を日本年金機構へ通知するために管理する。	
④使用の主体	使用部署	市民課、各総合センター、各支所及び出張所
	使用者数	[<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法	<ul style="list-style-type: none"> ・各種異動届、申請書に記載された個人番号の真正性確認に使用する。 ・受理した異動情報、申請情報について日本年金機構に通知するため。 	
	情報の突合	
⑥使用開始日	平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託しない] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない () 件	
委託事項1		
①委託内容		
②委託先における取扱者数	[] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名		
再委託	④再委託の有無 ※	[] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

移転先1	市民課
①法令上の根拠	住民基本台帳法第7条11項
②移転先における用途	住民票記載事項のため
③移転する情報	国民年金被保険者である者の年金資格情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	住民基本台帳に登録されており、国民年金被保険者台帳で管理されている者
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [<input checked="" type="checkbox"/>] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	国民年金被保険者において、資格の得喪にかかる異動が発生した都度
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・入退室管理を行っているサーバ室の入口でチェックを行い、サーバの操作を許可された人だけが入場できる場所にサーバを設置している。 ・不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザに対する認可機能によって、そのユーザがシステム上で利用できることを制限することで、認証(ログイン)、認可(処理権限の付与)、監査(ログ運用)を行っている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームはサーバ室に設置しており、入退室管理を行っているサーバ室の入口でチェックを行い、サーバの操作を許可された人だけが入場できる場所にサーバを設置している。 ②特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。
7. 備考	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

被保険者情報台帳ファイル

- 1 宛番号
- 2 個人番号
- 3 氏名
- 4 住所
- 5 生年月日
- 6 性別
- 7 基礎年金番号
- 8 世帯番号
- 9 住民種別コード
- 10 住民状態コード
- 11 資格得喪区分
- 12 資格種別区分
- 13 取得理由区分
- 14 資格取得年月日
- 15 喪失理由区分
- 16 資格喪失年月日
- 17 付加種別区分
- 18 申出年月日
- 19 辞退年月日
- 20 付加辞退理由区分
- 21 免除理由区分
- 22 免除状態区分
- 23 開始年月
- 24 終了年月
- 25 該当年月日
- 26 消滅年月日
- 27 給付種別区分
- 28 受付年月日
- 29 決定年月日
- 30 支給開始年月
- 31 相談業務区分
- 32 相談内容区分
- 33 相談年月日
- 34 相談職員名
- 35 他公年区分1
- 36 他公年番号1
- 37 他公年入力年月日1
- 38 他公年区分2
- 39 他公年番号2
- 40 他公年入力年月日2
- 41 不在区分
- 42 不在年月日
- 43 手帳再交付区分
- 44 再交付年月日
- 45 再交付理由区分
- 46 被控除後所得額
- 47 配控除後所得額
- 48 世控除後所得額
- 49 処理年月日
- 50 更新者職員番号

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
被保険者台帳情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・届出書の受理に際しては本人確認書類等の確認を実施し、異動前後の状況を国民年金システムで確認し、確認対象者以外の情報を入手しないよう、事務マニュアルを作成し、遵守している。 ・システム利用の権限は業務上必要な職員のみを与えられており、権限を付与されていない職員が情報を入手することはできない。
リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・番号利用業務以外の部門(条例に規定されていない業務も含む)における照会では、操作権限により、個人番号が参照できないような仕組みが構築されている。また、国民年金システムに対して、不要なアクセスができないよう、適切なアクセス制御対策を実施している。 ・国民年金システムにおいては、システム操作に関する操作履歴の記録を適切な方法で実施している。 ・国民年金システムの稼働するLANでは、外部からの侵入ができないようファイアウォールによる適切なアクセス制御を実施している。
リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<input type="checkbox"/> 行っている <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施しており、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用が行えない対策を実施している。 ・システムの利用できる端末を管理することにより、不要な端末からの利用ができないような制限を実施している。 ・認証パスワードについては、現在有効であるか、適切なパスワード値であるか否かをシステムでチェックしている。有効期間までに変更を行わない場合は、対応するユーザIDが失効される。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<ul style="list-style-type: none"> ・国民年金システムでは、操作者による認証から認証解除を行うまでの間、監査証跡の記録を行っている。(操作者がどの個人に対して照会・異動を行ったまで記録している。) 	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない

リスク： 委託先における不正な使用等のリスク

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[<input type="checkbox"/>]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
規定の内容			
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[<input type="checkbox"/>]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている 4) 再委託していない
具体的な方法			
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/>]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [] 提供・移転しない

リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク

特定個人情報の提供・移転に関するルール	[<input type="checkbox"/> 定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	【ルールの内容】 マニュアルを整備し、マニュアルどおりに特定個人情報の提供を行うとともに、マニュアルの内容について職員に対し教育を行う。		
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
7. 特定個人情報の保管・消去			
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし
その内容			
再発防止策の内容			
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

8. 監査	
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[] 十分に行っている <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p><本市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員及び事業所内派遣者に対しては、個人情報保護に関する研修の受講を義務付けている。 ・委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する研修の実施を義務付け、秘密保持契約を締結している。 ・違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。
10. その他のリスク対策	
<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p>	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	高松市 総務局 コンプライアンス推進課 〒760-8571 香川県高松市番町一丁目8番15号 電話番号 087-839-2155
②請求方法	高松市個人情報保護条例に基づき、指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	高松市 市民政策局 市民課 〒760-8571 香川県高松市番町一丁目8番15号 電話番号 087-839-2322
②対応方法	問い合わせの内容や対応について、記録を残す。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和2年12月1日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

